

暫定規制値を超える食品を一時的に食べても「健康に影響はない」というのは本当ですか。

1 この暫定規制値の根拠となっている数値(放射性ヨウ素：甲状腺への影響を表す線量である甲状腺等価線量50mSv(ミリシーベルト)/年、放射性セシウム：被ばくした部位に関係なく人の全身への影響を表す実効線量5mSv(ミリシーベルト)/年)に関して、食品安全委員会は「放射性物質に関する緊急とりまとめ」(3月29日)において、

- (1) 国際放射線防護委員会(ICRP)が、1984年に、公衆の放射線防護のために対策をとるべきレベルとして、その対策が常に必要とされる上限線量レベルを50mSv(ミリシーベルト)/年、これより低いレベルでは対策が正当化されない下限線量レベルを5mSv(ミリシーベルト)/年(個々の臓器は50mSv(ミリシーベルト)/年)と提案した。これを受け、原子力安全委員会は平成10年に、防護対策を導入すべきかどうかを判断する線量(実効線量)を、ICRPの下限線量と同等の5mSv(ミリシーベルト)/年とするとともに、放射性ヨウ素については、甲状腺への影響を考慮し、個々の臓器の下限線量と同等の50mSv(ミリシーベルト)/年とした。
 - (2) 様々な知見を整理したうえで、放射性ヨウ素に係る年間50mSv(ミリシーベルト)の線量は、食品由来の放射性物質が体内に摂取されることを防ぐ上で相当な安全性を見込んだものである。
 - (3) 放射性セシウムに係る年間5mSv(ミリシーベルト)の線量は、食品由来の放射性被ばくを防ぐ上でかなり安全側に立ったものである(年間10ミリシーベルト(ICRP1992年)について緊急時に不適切とまでも言える根拠もみいだせていない)。
- としています。

2 暫定規制値は、食品の放射能濃度が半減期に従って減っていくことを前提に、このレベルの汚染を受けた食品を飲食し続けても健康影響がないものとして設定されています。このように、暫定規制値は、相当の安全を見込んで設定しており、出荷停止となった食品をそれまでの間、一時的に飲食していたとしても健康への影響は心配ありません。


福島県産牛肉の流通状況等の調査について

放射性セシウムが検出された福島県南相馬産の11頭の牛と同じ農家から出荷された牛の肉が本市内の食肉販売店に流通していた件について、藤沢市保健所にて流通状況等の調査、厚生労働省横浜検疫所において残品の放射能検査を実施しましたのでお知らせします。

1 流通状況

仕入れ量	304.5kg
仕入れ年月日	2011年6月3日
市内販売量	73kg (当該店舗のみで販売)
市外販売量	123.9kg (うち、59.6kgは当該店舗に返品予定) ※
保管量	107.6kg

※ 詳細は関係自治体で調査中

2 検査結果

(検査機関：厚生労働省横浜検疫所)

食品の種類	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛肉	不検出	3,240
食品衛生法の暫定規制値	なし	500

3 その他

当該牛肉の残品のうち検査実施分(2.3kg)を除く105.3kgについては、市内食肉販売店の冷蔵庫に保管されているため、消費者に販売、提供されることはありません。

また、当該牛肉は学校給食食材には使用されておりません。なお、当該牛肉残品の措置については、厚生労働省と協議、調整の上、対応していきます。

～市民の皆様へ～

今回検出された放射性セシウム濃度3,240ベクレルの牛肉を、1kg食べたとすると、体が受ける影響は成人でおよそ0.05ミリシーベルトになります。国の定める暫定規制値は、規制値レベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは、食品の全体からのセシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。

また、食肉の場合、汚染された同じ牛肉を1年間繰り返し食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられます。